

◎医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表  
 ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（抄）  
 （傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則            （検討）</p> <p>第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、「第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の二の二、第二十三条の二の六の二及び第二十三条の二十六の二の緊急承認に係る制度の在り方を含め、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」</p>	<p>附則            （検討）</p> <p>第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>